　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和６年３月２５日

県下各地区連盟会長　様

同　　事務局長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（一社）静岡県剣道連盟　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会長　二橋髙弘

新年度 連盟事業における確認事項について（お知らせ）

日より県剣連事業に多大なご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、先の臨時総会におきまして「令和６年度連盟基盤整備」に係る内容が承認されましたので、下記の通りお知らせいたします。

つきましては、各地区連盟下に周知をしていただきご対応のほどお願い申し上げます。

記

１ 県剣連主催大会の参加料について

　　　　　 ＊個人試合￥2,000　団体試合￥2000×人数分（5名編成の場合2000×5名）

２ 〃　　　〃各種講習会及び研修会の参加料を￥1,000/1人徴収する。

３ 高段者年会費（￥5,000）齢を満75歳まで徴収する。（県剣連・組織団体規程第６条関連）

　　　　　　　 (年度初４月１日で７６歳以上は免除する)

＊審査員、審判員、講習会講師等の委嘱年齢範囲も引き上げる。

４ その他　（令和６年度）

（1）大会事業について

①職域・学生対抗剣道大会を休止する。

　　　　　②県下少年剣道総合錬成大会の試合方法を全て５人制対勝負形式とする。

　（2）講習会事業について

　　　 ①少年錬成大会の「審判講習会」を取りやめる。

　　　　　②剣道中央講習の「伝達講習会」は、県内1回（養浩館）実施とする。

　　　　　③新事業「団体指導者研修会」を実施する。（少年団体は錬成大会の出場条件とする）

* 大会、講習会等の各事業についての詳細は、県剣連発信の

　　 ホームページ等の要項を確認してご対応願います。